

## 基本施策1 学校安全の徹底・充実

### ■ 施策の方向

教育活動の安全が確保されるためには、各学校の実情に応じて、想定される危険等を明確にし、各活動の計画・実施に際してチェック機能が確実に働くとともに、各教員が最新の科学的知見や各種ガイドラインに基づく安全に関する知識を有し、その場の状況に応じた適切な判断ができることが重要です。さらに、自然災害や交通事故・犯罪等から児童生徒等が自ら身を守るためには、安全な生活を実現するために必要な知識や主体的に行動する態度を身に付けることが大切です。

そこで、事故の要因となる学校環境や児童生徒等の行動により生じる危険を早期に発見し、それらの危険を速やかに除去するとともに、万が一、事件や事故、災害等が発生した場合に、適切な対応ができるよう、教員の学校安全に関する資質・能力の向上や校内の体制整備の強化に取り組み、学校の教育活動における安全管理の徹底を図っていきます。

また、安全教育の充実を図り、児童生徒等が自ら安全に行動し、他の人や社会の安全に貢献できる資質や能力を育成していきます。

### ■ 主な取組

#### (1) 教員の学校安全に関する資質・能力の向上

- 学校における事故の未然防止と事故等の発生に備えた安全管理などの資質・能力を向上させるため、管理職、学校安全担当、部活動顧問等を対象にした、学校安全に関する研修の充実に努めます。
- 教員一人一人の危機に対する意識や危機等発生時の適切な判断力及び対応力を高めるため、学校の状況や実情に応じた安全管理、危機管理等の校内研修の充実に努めます。



安全管理・危機管理研修会



運動部活動リスクマネジメント研修会



校内研修「危機管理研修」の様子  
(高等学校)

#### (2) 校内の体制整備の強化

- 学校安全計画及び危険等発生時対処要領（危機管理マニュアル）の見直しや改善を促し、児童生徒等の実態に即した安全教育・安全管理を展開できるよう校内の体制整備を強化します。
- 事故の要因となる環境や児童生徒等の学校生活における危険な行動等を早期に発見し、それらを速やかに除去するよう、学校における安全管理体制の強化に努めます。

- 日常の学校生活や学校行事、部活動等において事件・事故や災害が発生した場合に、適切な応急手当や被害の拡大防止・軽減等を講じることができる体制を確立して、児童生徒等の安全の確保を図ります。
- 学校や通学路における児童生徒等の安全確保を図るため、地域の関係機関やボランティア等と連携し、地域社会全体で学校安全に取り組む体制の充実を図ります。



スクールガード・リーダー育成講習会の様子

警察スクールサポートーが、スクールガード・リーダー（※1）に通学路の巡回時のポイントを説明しています。

- 運動・文化部活動の在り方に関する方針に基づき、日頃から活動中に起きた「ヒヤリ・ハット」事例の集約・共有化や事故防止等の安全管理の徹底を図ります。

栃木県運動部活動の  
在り方に関する方針栃木県文化部活動の  
在り方に関する方針

運動部活動指導の手引



### (3) 安全教育の充実

- 「生活安全」、「交通安全」、「災害安全」や新たな危機事象（※2）について、地域の特性や児童生徒等の実情を考慮し、学校の教育活動全体を通じた安全教育の充実に努めます。
- 災害に強いとちぎづくり条例の趣旨を踏まえ、自ら危険な状況を適切に判断し、回避する能力を高める防災教育を推進し、自らの命を守り抜くため、主体的に行動する態度を育てます。

### ■ 推進指標

推進指標	基準値（2019）	目標値（2025）
学校管理下における負傷を伴う事故等の発生率（国公私合計） 〔災害共済給付状況（独立行政法人日本スポーツ振興センター）〕	4.01%	2019年における全国最上位の水準（3.46%）を目指す

（※1） スクールガード・リーダー 各学校を定期的に巡回し、警備のポイントや改善すべき点等の指導と評価や、スクールガードに対する指導、地域の危険箇所に対する巡回、不審者情報を加味したパトロール等を行う防犯の専門家。

（※2） 新たな危機事象 学校に対する犯罪予告やテロ、ミサイル発射等国民保護に関する事案など、時代や社会の変化に伴って出現する危機事象。